

富加町6次産業化促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の特性を活かした6次産業化による特産品の開発を推進するために特産品開発の初期段階における調査研究に係る費用等に対して、その自発的な活動の支援として補助金を交付することについて、富加町農林業振興事業補助金交付規則(平成19年富加町規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 補助の対象となる6次産業化促進事業とは、富加産農林水産物を活用した商品開発、加工又は販売までの過程において一定の成果が見込まれる事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内で農林水産業を営む次に掲げる農業者等とする。

- (1) 認定農業者及び認定新規就農者
- (2) 集落営農組織等の地域営農団体
- (3) 富加町農業振興会の各部会
- (4) その他町長が認める者

(補助対象となる経費)

第4条 対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次に掲げるもののうち、町長が必要かつ適正と認める経費とする。

- (1) 農林水産物の加工に必要な資材購入に要する経費
- (2) 農林水産物を使用した新たな商品開発に要する経費
- (3) 6次産業化に関する知識や技能の習得に要する経費
- (4) 販売力強化に必要な経費
- (5) 商品の販路拡大に必要な経費
- (6) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費相当額とし、一の事業につき単年度において20万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ富加町6次産業化補助金交付申請書(別記様式第1号)に、関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定し、交付すべきものと認めるときは必要な条件を付して、富加町6次産業化促進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、交付することが不相当であると認めるときは理由を付して、富加町6次産業化促進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ富加町6次産業化促進事業変更承認申請書(別記様式第4号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 事業内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じたとき。
- (3) 事業費の額の30パーセントを超える変更が生じたとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業実施年度の3月末日までに、補助事業の成果を記載した富加町6次産業化促進事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に必要な書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助事業者は、実績報告書の提出とあわせて富加町6次産業化促進事業補助金交付請求書(別記様式第6号)を提出するものとする。

2 補助金の交付は、原則として精算払いとする。ただし、町長が必要と認めるときは、概算払ができるものとする。

(指導監督)

第11条 町長は、補助金交付事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号にいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付申請及び実績報告において、虚偽の事実が認められた場合

(2) この要綱に違反した場合

(書類、帳簿等の整備又は保存)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(事業経過報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づく補助金を受けて実施した事業経過について、補助事業実施年度の翌年度末までに、富加町6次産業化促進支援事業に係る経過報告書(別記様式第7号)により、町長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。